

「銀行等による生命保険販売に関する 消費者モニターアンケート」調査結果

2012年11月



全国生命保険労働組合連合会（生保労連）

NATIONAL FEDERATION OF LIFE INSURANCE WORKER'S UNIONS(L.I.U)

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 報告にあたって | 1 |
| 1. 調査概要 | 2 |
| 2. 調査結果のポイント | |
| (1) 銀行等による生命保険販売の現状 | 3 |
| (2) 銀行等による生命保険販売に対する消費者意識 | 4 |
| (3) 銀行等による生命保険販売の実態 | 6 |
| (4) 弊害防止措置の認知度 | 9 |
| (5) 新たな弊害防止措置の認知度 | 10 |
| 3. 参考データ | |
| (1) 回答者属性 | 11 |
| (2) 調査結果(全体版) | 12 |
| (3) 調査票 | 16 |

報告にあたって

銀行等による生命保険販売については、2001年4月の第一次解禁以降、取扱い可能商品の範囲が順次拡大され、2007年12月の「全面解禁」以降は全ての生命保険商品を販売することが可能となっています。

一方、保険業法施行規則等では圧力募集の防止や消費者の非公開情報保護の観点から弊害防止措置が設けられており、全面解禁時にもその存置や強化がはかられたところです。その後、本措置については、2011年9月に「所要の見直し」が行われ、2012年4月より新たなルールの下で、銀行等による生命保険販売が実施されています。

生保労連では、かねてより、消費者に大きな影響力を持つ銀行が生命保険を販売することには、圧力募集をはじめ消費者保護上の様々な問題があるとの認識の下、募集・販売の実態把握に向けた取組みやパブリックコメント等を通じた意見発信を行ってきました。

本アンケートは、こうした取組みの一環として2006年以降継続的に実施している調査であり、今回で7回目となります。今回の調査結果をみると、依然、銀行等による保険販売に対し消費者は大きな不安を抱えており、そうした意識を裏付けるような消費者保護上の問題が生じているとともに、新しい弊害防止措置が十分に機能していない実態が浮き彫りとなっています。

生保労連としては、消費者保護の徹底や公正な競争条件の確保を通じ、生命保険産業の健全な発展をめざしていく観点から、引き続き、弊害防止措置の機能状況等の実態把握および意見発信を行い、お客さまに安心して生命保険をご利用いただくための環境整備を積極的にはかっていく所存です。

1. 調査概要

(1) 調査の目的

- 2007年12月の銀行等による保険販売の「全面解禁」から5年近く経過する中、消費者意識の変化の有無や全面解禁以降の販売実態等を明らかにすることを目的に、2006年9月、2008年7月、2009年2月、2009年8月、2010年2月、2010年7月に引き続き、実施した。
- 加えて、今回は、2012年4月から実施されている新たな弊害防止措置の認知度・機能状況等を把握することとした。

(2) 調査方法及び調査期間

- 一般個人および事業主を対象に、インターネットによる消費者モニターアンケートを実施
(委託先:マイボイスコム株式会社)
- 調査期間は、2012年9月21日(金)～9月24日(月)

(3) 調査対象

| | | |
|-------|------|--|
| ①一般個人 | 528名 | 専業主婦、パート、アルバイト、学生を除く一般個人で、生命保険に加入している方 |
| ②事業主 | 406名 | 従業員数1,000名以下の企業にて事業予算の策定や金融機関との取引に関して最終決定権がある役職者で、生命保険に加入している方 |

※①、②ともに金融(銀行、保険、証券)、広告・マスコミ・市場調査会社関係者を除く

(4) 調査項目

- 銀行等による生命保険販売の現状
- 銀行等による生命保険販売に対する消費者意識
- 銀行等による生命保険販売の実態
- 弊害防止措置の認知度
- 新たな弊害防止措置の認知度

(5) その他

- 本調査における「銀行」には、都市銀行や地方銀行、ゆうちょ銀行に加え、信用金庫や信用組合等も含まれる。
- パーセンテージ表記については、小数点第2位を四捨五入している。

2. 調査結果のポイント

(1) 銀行等による生命保険販売の現状

銀行等による生命保険の販売は拡大傾向にある

- 銀行を通じて生命保険の提案を受けたことがある人(全体)については、今回調査で16.4%(153人)となっており、前回調査の10.9%(111人)と比べ、人数・占率ともに増加(前回調査比5.5ポイント増・同42人増)している。【図1】
- 銀行を通じて生命保険に加入した人については、今回調査で10.7%(100人)となっており、前回調査6.8%(69人)と比べ、人数・占率ともに増加(前回調査比3.9ポイント増・同31人増)している。【図2】

図1

Q: あなたは、銀行を通じて生命保険の提案を受けましたことがありますか
【対象:全体】

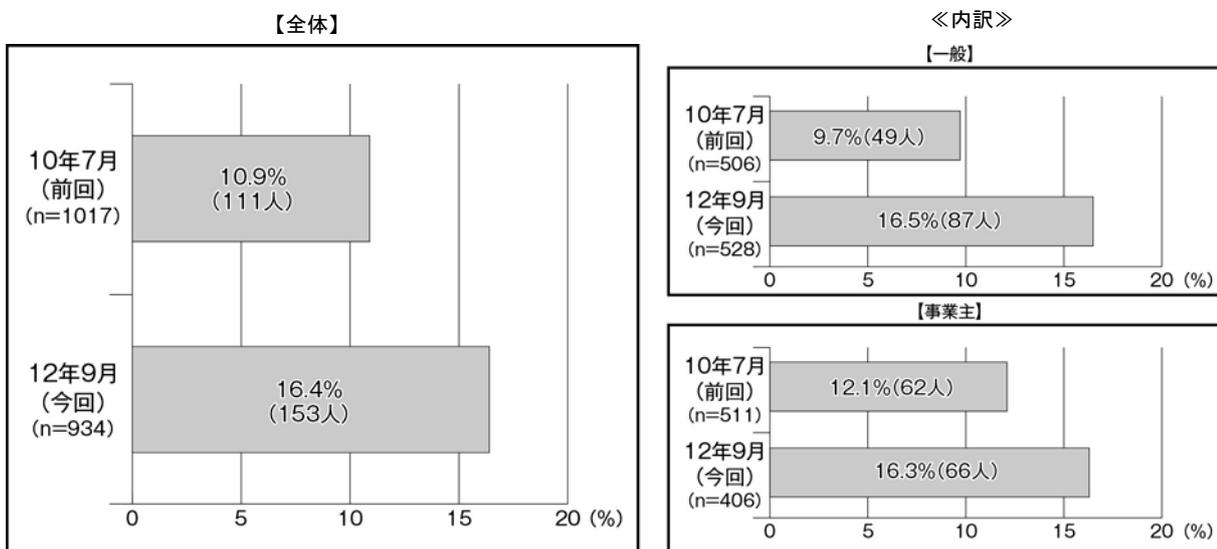
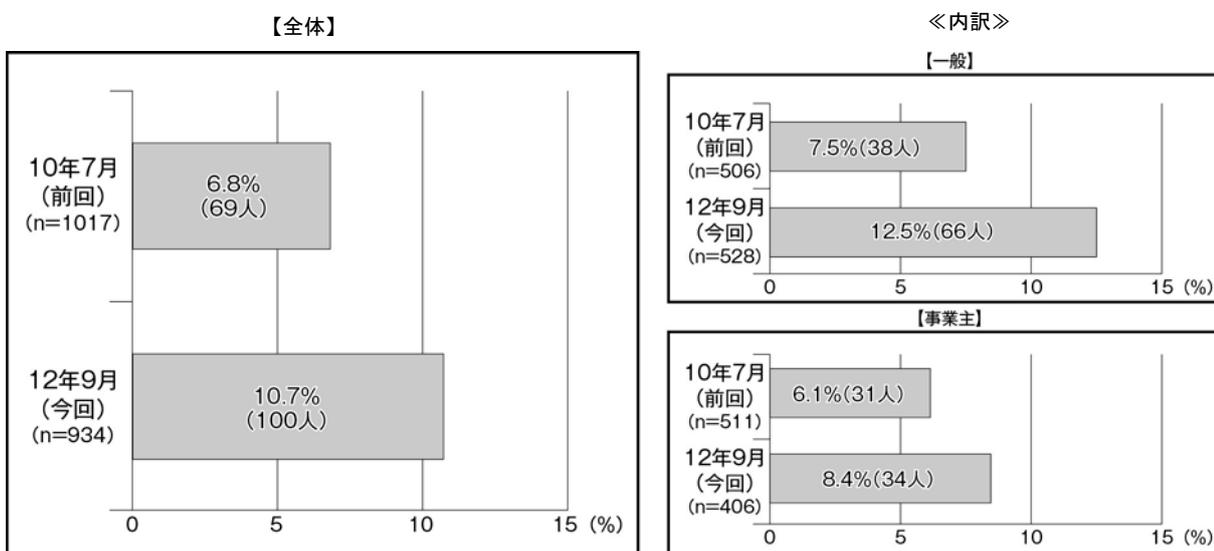


図2

Q: あなたは、銀行を通じて生命保険に加入していますか
【対象:全体】



(2) 銀行等による生命保険販売に対する消費者意識

消費者は銀行窓販に対して様々な不安を抱いており、多くの消費者が銀行を通じて保険に加入したくないと回答している

- 「銀行等を通じて生命保険に加入していない」と回答した人に対して、今後の銀行からの生命保険の加入意思について尋ねたところ、「今後、銀行等を通じて保険に加入したくない」と回答した人は、占率ベースで見ると、今回で38.6%となっており、前回(37.7%)と比べ増加(0.9ポイント増)している。【図3】
- 「今後、銀行等を通じて保険に加入したくない」と答えた人の銀行窓販に対する受け止め方をみると、前回同様、多くの人々が銀行窓販に対して「販売担当者の生命保険に関する知識」や「取引先からの強引な生命保険の提案」をはじめとした様々な不安を抱いている。【図4】

図3

Q: 今後、銀行等を通じて保険に加入したいと思いますか
【対象: 「銀行を通じて保険に加入していない」回答者】

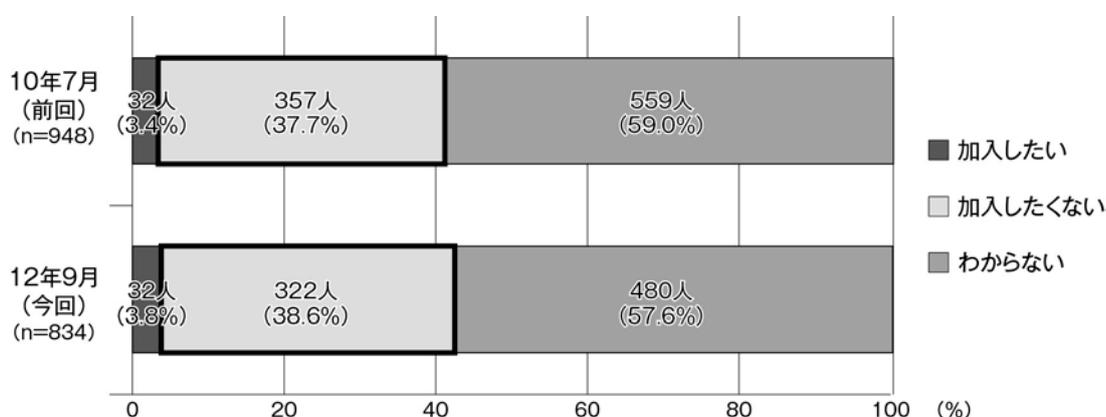
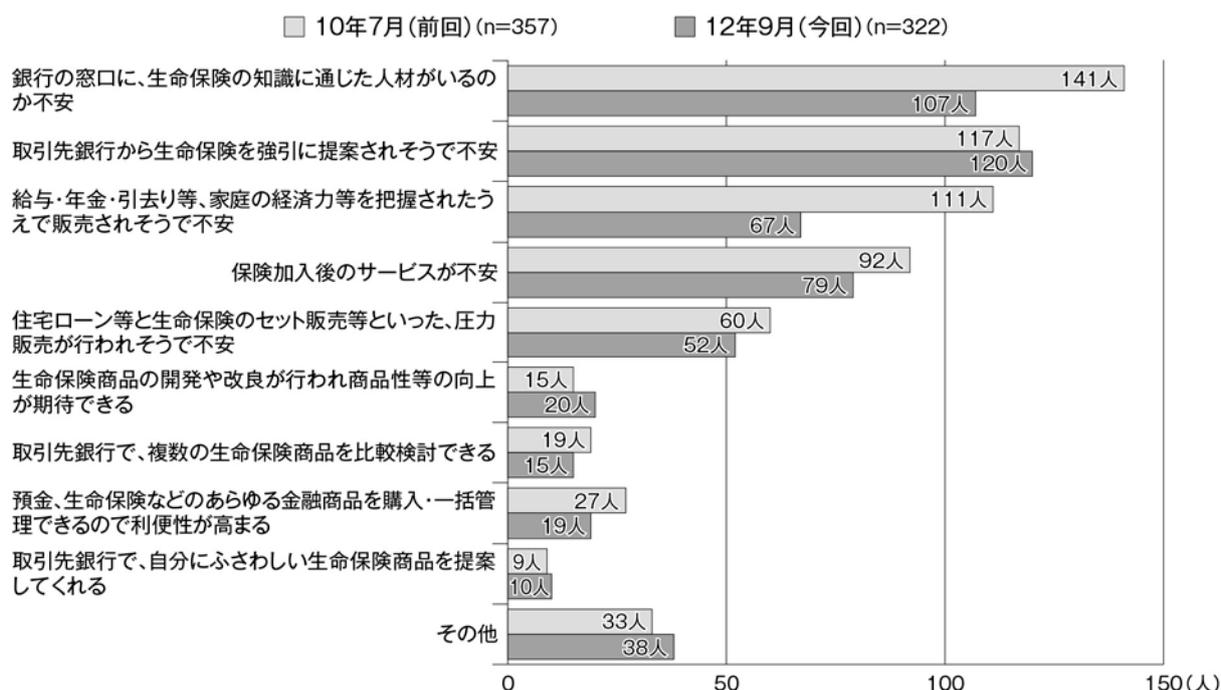


図4

Q: 銀行の窓口で、全ての生命保険商品を販売できるようになったことについて、どのように思いますか(複数回答)
【対象: 「銀行を通じて保険に加入したくない」回答者】



取引先銀行等からの生命保険提案に対し、「圧力を感じる」消費者は多い

- 取引先銀行から生命保険を提案された場合に対する受け止めとしては、「日頃(今後)の付き合いを考えると、かなり断りにくい」「やや断りにくい」と回答した人は、前回調査同様、「一般」で約2割、「事業主」で約3割となっている。【図5】
- 融資元銀行子会社の保険代理店からの生命保険提案についても、「かなり断りにくい」「やや断りにくい」と回答した事業主は、前回と比べ4.0ポイント低下したものの、依然3割近くおり、圧力を感じていることがうかがえる。【図6】

図5

Q:取引先の銀行から、生命保険を提案された場合、どのように思いますか
【対象:全体】

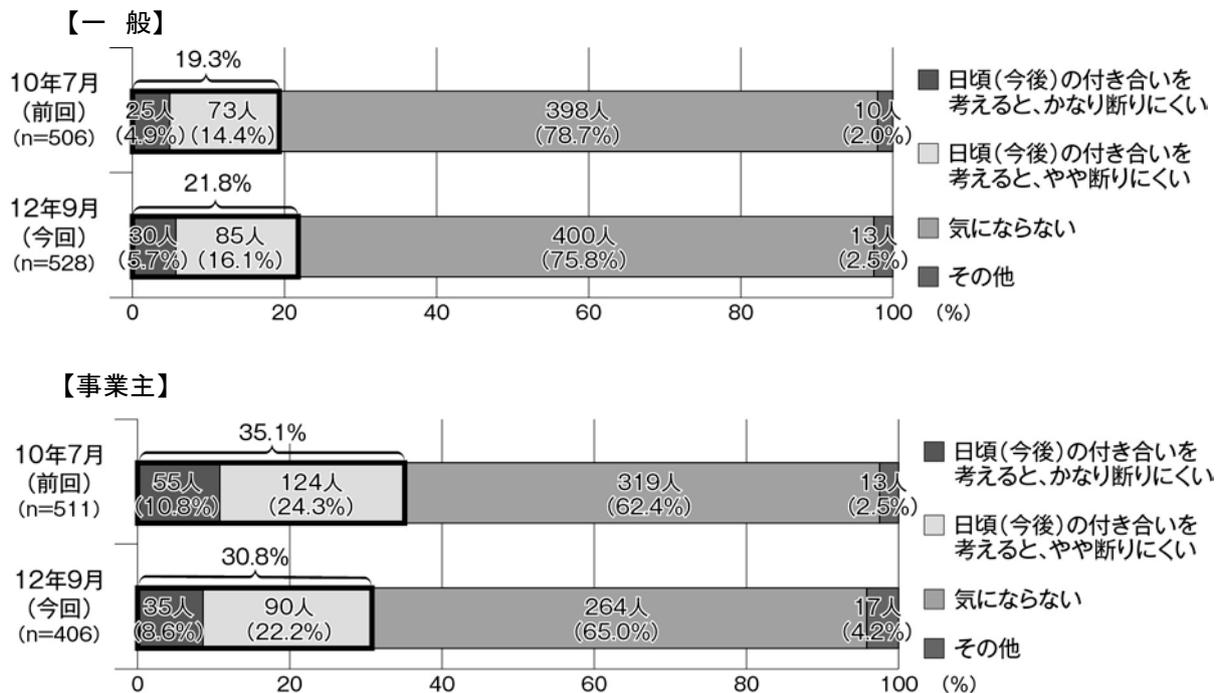
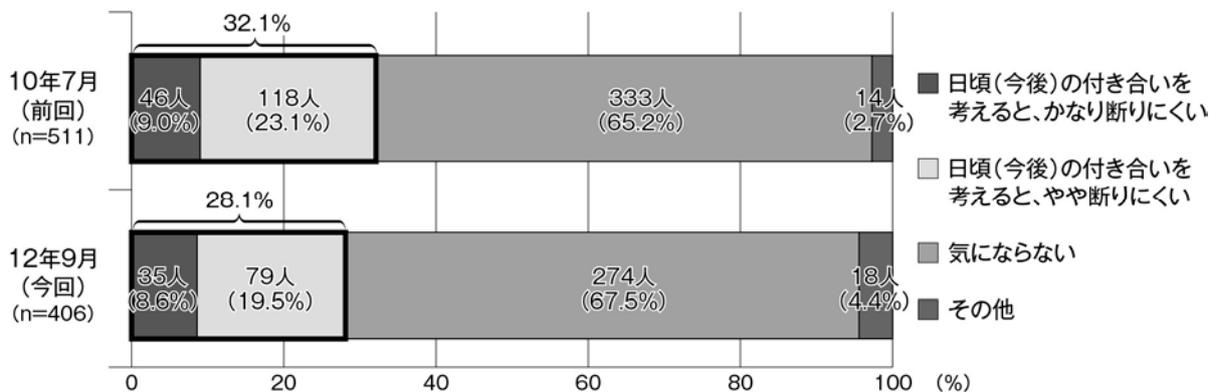


図6

Q:融資元銀行の子会社である保険代理店より生命保険を提案されたとしたら、どのように思いますか
【対象:事業主】



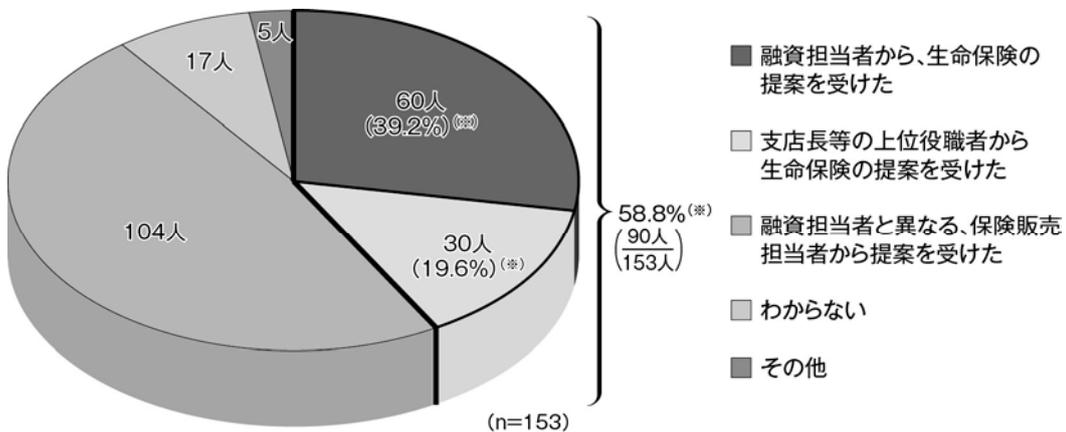
(3) 銀行等による生命保険販売の実態

「担当者分離規制」に抵触している事例や圧力販売につながる恐れもある事例が少なからず存在していると推測される

- 銀行を通じて生命保険の提案を受けた際の銀行の担当者を見ると、「融資担当者」と回答した人が153人中60人と4割弱に達しており、「担当者分離規制」に抵触している事例が多く存在していることがうかがえる。また、圧力販売につながりかねない「支店長等の上位役職者」と回答した人が30人と2割弱になっている。【図7】
- 銀行を通じて加入された保険商品を見ると、死亡保障性商品から貯蓄性商品まで多岐にわたり、そうした商品の中には、定期保険など担当者分離規制の適用対象になる商品も多く含まれていることから、当規制に抵触する事例が存在することも考えられる。【図8】

図7

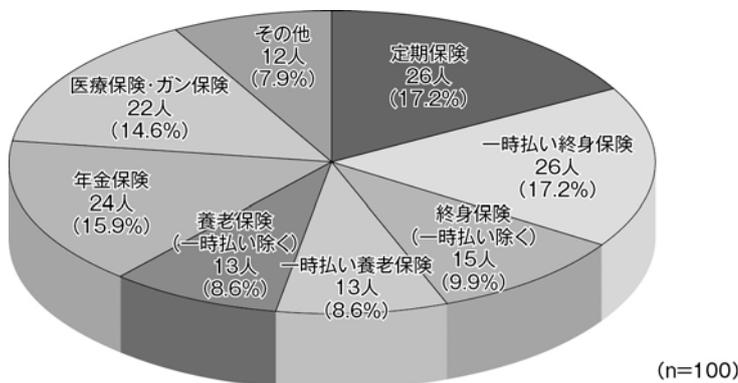
Q:銀行を通じて生命保険の提案を受けた際の担当者について教えてください(複数回答)
【対象:「銀行を通じて生命保険の提案を受けたことがある」回答者】



(※)「銀行を通じて生命保険の提案を受けたことがある」回答者を分母にした占率

図8

Q:銀行を通じて加入された生命保険の種類について教えてください(複数回答)
【対象:「銀行を通じて生命保険に加入している」回答者】



2割強の消費者が銀行からの圧力を受け、生命保険加入を余儀なくされている

- 銀行等を通じての生命保険加入者の加入理由についてみると、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」と回答した人は1割、「銀行員から強く勧められて断れず加入した」と回答した人は1割強となっており、多くの消費者が圧力を受け生命保険加入を余儀なくされている。【図9】
- 参考までに、「銀行との取引を考えてやむを得ず」および「銀行員から強く勧められて」加入した回答者の販売元の銀行についてみると、都市銀行が4割弱、地方銀行が3割強、信金・信組が3割弱となっている。銀行の種類を問わず圧力販売が行われている実態が見て取れる。【図10】

図9

Q.銀行を通じて生命保険に加入された一番の理由を教えてください
【対象:「銀行を通じて保険に加入している」回答者】

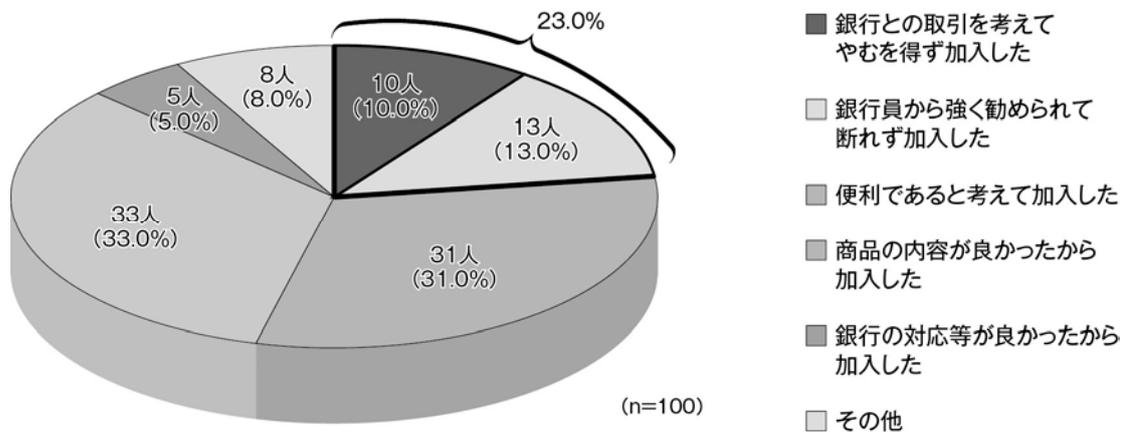
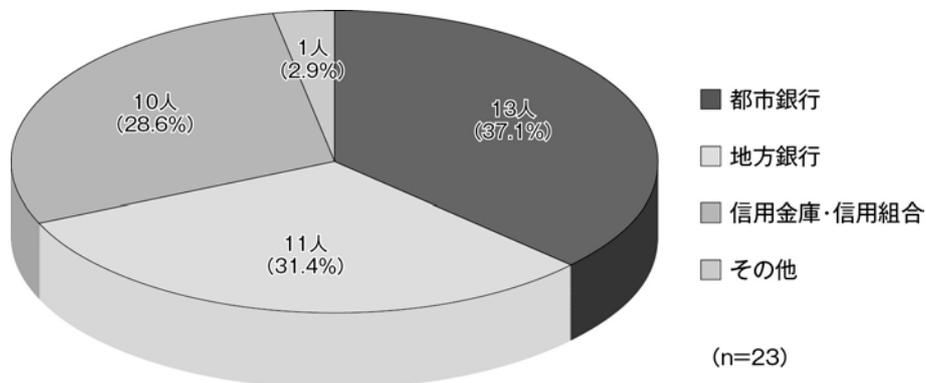


図10

Q.販売元の銀行の種類を教えてください(複数回答)
【対象:「銀行との取引を考えてやむを得ず」あるいは「銀行員から強く勧められて」加入した回答者】



「顧客データの流用」「説明不十分」等の消費者保護上の様々な問題が生じていることがうかがえる

- 銀行を通じた生命保険販売に係る経験をみると、消費者保護上問題があると考えられる経験をした人が前回の99人から151人に増加している。【図11】
- 特に、「退職金等の振込があった直後に生命保険の提案を受けた」との回答が前回に比べ21人増と大幅に増加した。また、「説明が不十分だった」が同12人増、「当初の目的である手続きが滞った」が同17人増となっている。【図11】
- 事業主の経験については、前回と比べて、全体的に消費者保護上問題となる事例は減少しているものの、融資の申し込みを行っている最中の銀行からの保険提案や、融資と生命保険の抱き合わせ販売等、弊害防止措置に抵触していると思われる事例が少なからず発生している。【図12】

図11

Q: 次の選択肢に該当するような経験はありますか(複数回答)
【対象: 「ある」と回答した回答者】

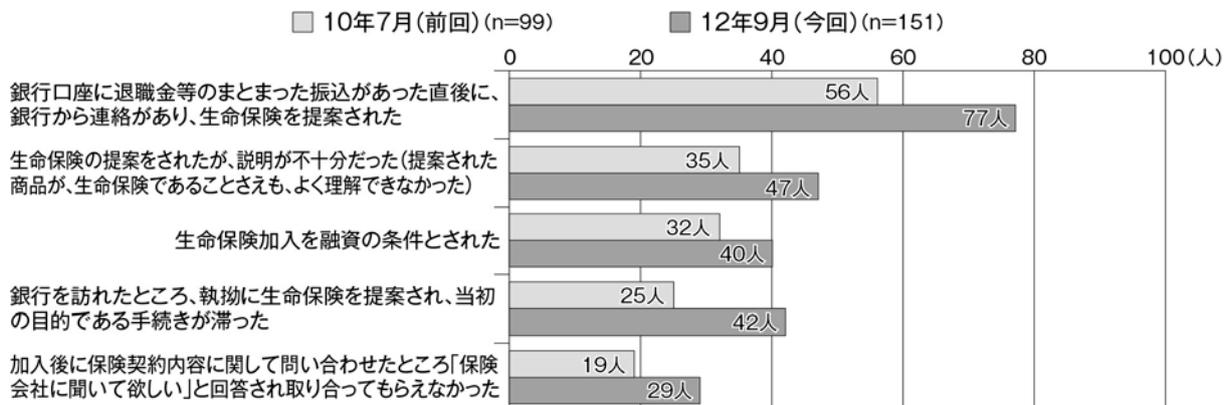
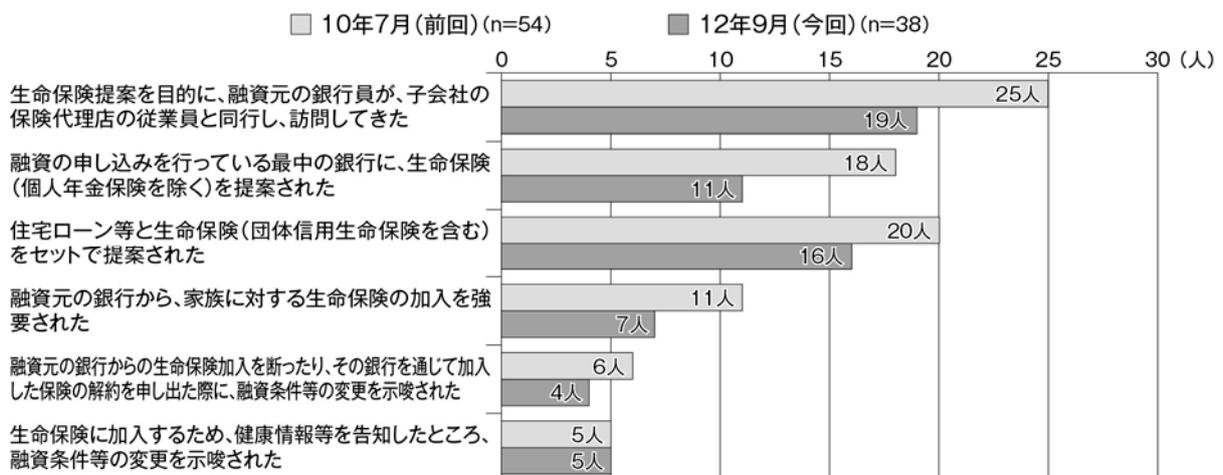


図12

Q: 次の選択肢に該当するような経験はありますか(複数回答)
【対象: 「ある」と答えた事業主】



(4) 弊害防止措置の認知度

弊害防止措置の認知度は依然低位でとどまっており、問題事例が潜在化している可能性が高いと思われる

- 銀行が銀行業務で知り得た顧客情報を本人に断りなく保険募集に活用することが禁止されていることについて、その認知度は、前回同様、約9割の人が「聞いたことがあるが、詳しく知らない」「全く知らない」と回答し、依然として低位にとどまっている。【図13】
- また、融資先に対する保険募集規制についても、その認知度は「聞いたことがあるが、詳しく知らない」「全く知らない」と回答した人が9割半ば存在することから、そうした規制の存在自体が消費者に全く認知されていない。【図14】

図13

Q:銀行業務で知り得た非公開金融情報(銀行口座の入出金情報など)や保健医療に関する情報を本人に断りなく生命保険販売に活用することが禁止されていることをご存知ですか【対象:全体】

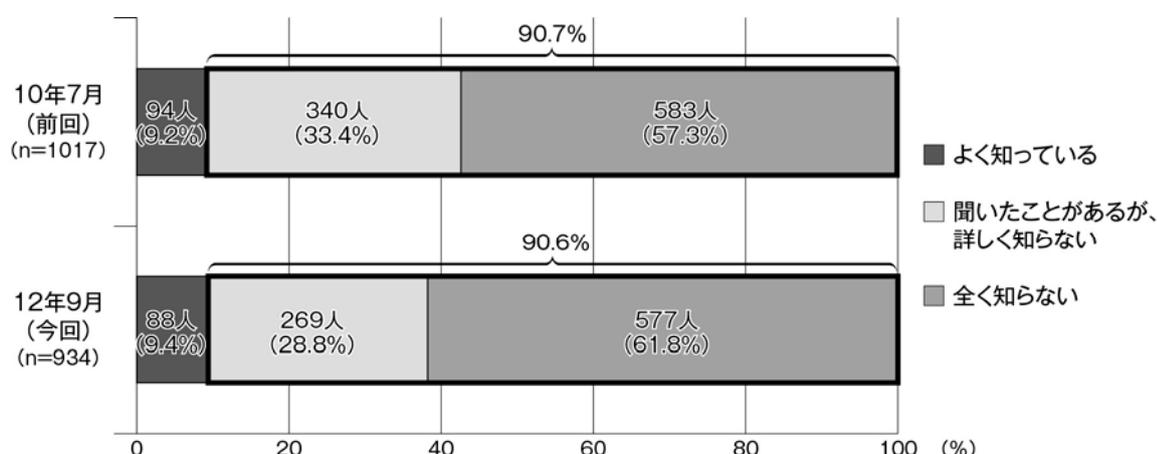
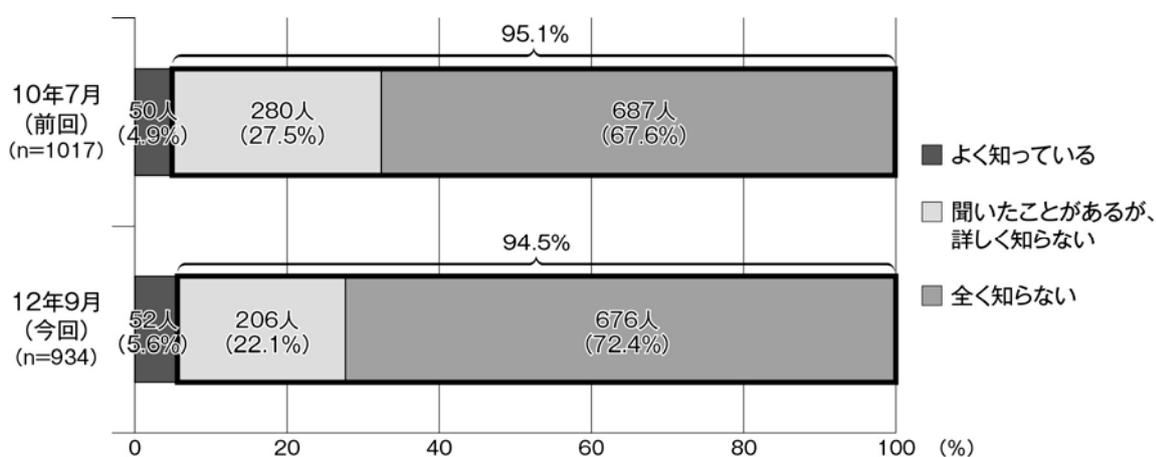


図14

Q:銀行が生命保険商品を融資先(住宅ローンなどの非事業性資金の融資先を除く)に販売する際、販売対象者や保険の種類について、規制があることを知っていますか【対象:全体】



(5) 新たな弊害防止措置の認知度

新たな弊害防止措置の認知度は低く、消費者保護上の問題があることがうかがえる

- 2012年4月より、銀行窓販が新たなルールの下で実施されていることに対する消費者の認知度をみると、「聞いたことがあるが、詳しく知らない」「全く知らない」が9割超となっている。【図15】
- 2012年4月より、保険商品と預金との誤認防止措置として、その説明内容を理解したことを書面で確認することになったことに対する消費者の認知度は、「聞いたことがあるが、詳しく知らない」「全く知らない」が9割超となっている。【図16】
- 新たな弊害防止措置に関する認知度は低いことから、当該措置が十分に機能しておらず、消費者保護上の問題があることがうかがえる。

図15

Q:2012年4月より銀行等による生命保険販売については、新たな規制(弊害防止措置)のもとで、実施されていることを知っていますか【対象: 全体】

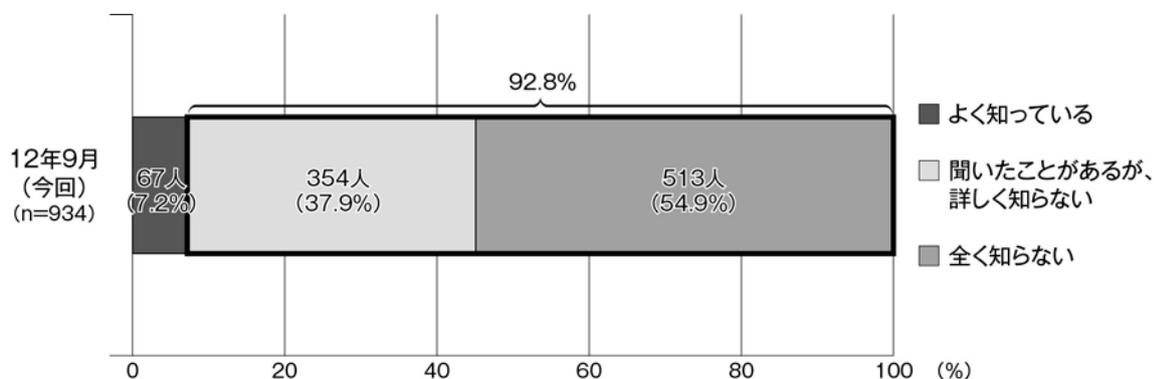
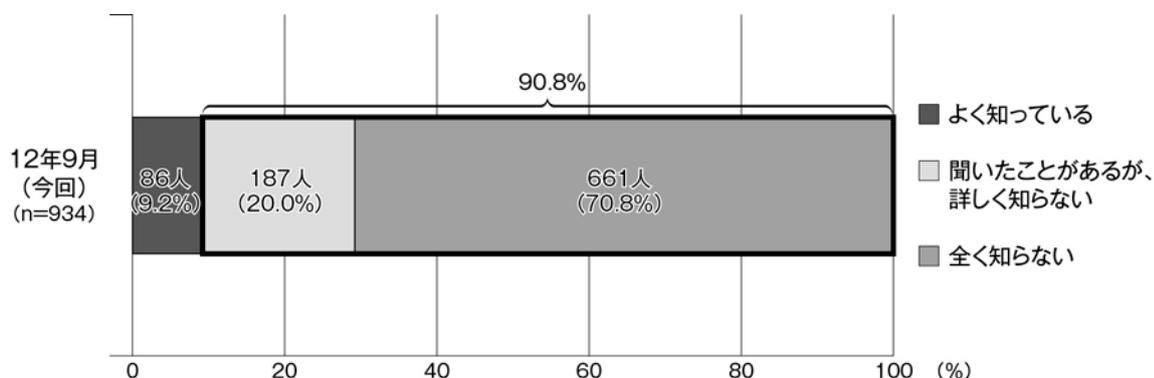


図16

Q:2012年4月より、保険商品と預金との誤認防止措置として、その説明内容を理解したことを書面で確認することになったことを知っていますか【対象: 全体】



3. 参考データ

(1) 回答者属性

一般・事業主

| | 人数 | % |
|-----|-----|-------|
| 一般 | 528 | 56.5 |
| 事業主 | 406 | 43.5 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

性別区分

| | 人数 | % |
|----|-----|-------|
| 男性 | 640 | 68.5 |
| 女性 | 294 | 31.5 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

年齢階層

| | 人数 | % |
|-----|-----|-------|
| 20代 | 96 | 10.3 |
| 30代 | 170 | 18.2 |
| 40代 | 219 | 23.4 |
| 50代 | 306 | 32.8 |
| 60代 | 143 | 15.3 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

性年代

| | 人数 | % |
|-------|-----|-------|
| 男性20代 | 55 | 5.9 |
| 男性30代 | 106 | 11.3 |
| 男性40代 | 143 | 15.3 |
| 男性50代 | 220 | 23.6 |
| 男性60代 | 116 | 12.4 |
| 女性20代 | 41 | 4.4 |
| 女性30代 | 64 | 6.9 |
| 女性40代 | 76 | 8.1 |
| 女性50代 | 86 | 9.2 |
| 女性60代 | 27 | 2.9 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

独身・既婚

| | 人数 | % |
|-----------------|-----|-------|
| 結婚していない(未婚・離死別) | 304 | 32.5 |
| 結婚している | 630 | 67.5 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

職業分類

| | 人数 | % |
|-----------------|-----|-------|
| 会社員・役員 | 577 | 61.8 |
| 自営業 | 261 | 27.9 |
| 専門職 | 96 | 10.3 |
| 公務員 | | |
| 学生 | | |
| 専業主婦・専業主夫 | | |
| パート・アルバイト・フリーター | | |
| 無職・定年退職 | | |
| その他 | | |
| 合計 | 934 | 100.0 |

地域分類

| | 人数 | % |
|-----|-----|-------|
| 北海道 | 40 | 4.3 |
| 東北 | 40 | 4.3 |
| 関東 | 390 | 41.8 |
| 北陸 | 26 | 2.8 |
| 中部 | 113 | 12.1 |
| 近畿 | 191 | 20.4 |
| 中国 | 49 | 5.2 |
| 四国 | 21 | 2.2 |
| 九州 | 64 | 6.9 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

世帯の年収区分

| | 人数 | % |
|---------------|-----|-------|
| 300万円未満 | 102 | 10.9 |
| 300～500万円未満 | 235 | 25.2 |
| 500～700万円未満 | 199 | 21.3 |
| 700～1000万円未満 | 209 | 22.4 |
| 1000～1500万円未満 | 136 | 14.6 |
| 1500万円以上 | 53 | 5.7 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

同居家族の人数

| | 人数 | % |
|--------|-----|-------|
| ひとり暮らし | 116 | 12.4 |
| 2人 | 233 | 24.9 |
| 3人 | 230 | 24.6 |
| 4人 | 218 | 23.3 |
| 5人 | 94 | 10.1 |
| 6人 | 34 | 3.6 |
| 7人以上 | 9 | 1.0 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

子供の人数

| | 人数 | % |
|------|-----|-------|
| なし | 477 | 51.1 |
| 1人 | 185 | 19.8 |
| 2人 | 211 | 22.6 |
| 3人 | 57 | 6.1 |
| 4人 | 4 | 0.4 |
| 5人以上 | | |
| 合計 | 934 | 100.0 |

家族の世帯形態

| | 人数 | % |
|------------------|-----|-------|
| 一人暮らし | 116 | 12.4 |
| 夫婦のみ | 168 | 18.0 |
| 夫婦(または片親)と未婚の子供 | 392 | 42.0 |
| 2世代同居(夫婦とその親) | 120 | 12.8 |
| 3世代同居(夫婦とその子供、親) | 106 | 11.3 |
| その他 | 32 | 3.4 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

(2) 調査結果(全体版)

単純集計【本調査】

Q1. あなたが普段利用している銀行を教えてください(複数回答可)

| | 人数 | % |
|-------------------|-----|-------|
| 三菱東京UFJ銀行 | 298 | 31.9 |
| 三井住友銀行 | 266 | 28.5 |
| みずほ銀行 | 192 | 20.6 |
| りそな銀行・新生銀行・あおぞら銀行 | 139 | 14.9 |
| シティバンク銀行 | 34 | 3.6 |
| 地方銀行 | 443 | 47.4 |
| 信用金庫 | 202 | 21.6 |
| 信用組合 | 33 | 3.5 |
| 信託銀行 | 22 | 2.4 |
| ゆうちょ銀行 | 501 | 53.6 |
| その他 | 178 | 19.1 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q2. 現在、銀行等による生命保険販売が解禁され、全ての生命保険商品を銀行窓口で販売できるようになったことを知っていますか

| | 人数 | % |
|-------------------|-----|-------|
| よく知っている | 253 | 27.1 |
| 聞いたことがあるが、詳しく知らない | 453 | 48.5 |
| 全く知らない | 228 | 24.4 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q3. 別表の通り、平成24年(2012年)4月より銀行等による生命保険販売については、新たな規制(弊害防止措置)のもとで、実施されていることを知っていますか

| | 人数 | % |
|-------------------|-----|-------|
| よく知っている | 67 | 7.2 |
| 聞いたことがあるが、詳しく知らない | 354 | 37.9 |
| 全く知らない | 513 | 54.9 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q4. あなたは、銀行を通じて生命保険の提案を受けたことがありますか

| | 人数 | % |
|-----------------------|-----|-------|
| 2012年3月以前に提案を受けたことがある | 84 | 9.0 |
| 2012年4月以降に提案を受けたことがある | 69 | 7.4 |
| 提案を受けたことはない | 781 | 83.6 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q5. 銀行を通じて生命保険の提案を受けた際の、生命保険の種類について教えてください(複数回答可)

| | 人数 | % |
|--------------|-----|-------|
| 定期保険 | 51 | 33.3 |
| 一時払い終身保険 | 44 | 28.8 |
| 終身保険(一時払い除く) | 38 | 24.8 |
| 一時払い養老保険 | 18 | 11.8 |
| 養老保険(一時払い除く) | 16 | 10.5 |
| 年金保険 | 41 | 26.8 |
| 医療保険・ガン保険 | 41 | 26.8 |
| その他 | 7 | 4.6 |
| 合計 | 153 | 100.0 |

Q6. 銀行を通じて生命保険の提案を受けた際の、銀行と担当者について教えてください(複数回答可)

| | 人数 | % |
|---------------------------|-----|-------|
| 融資担当者と異なる、保険販売担当者から提案を受けた | 104 | 68.0 |
| 融資担当者から、生命保険の提案を受けた | 60 | 39.2 |
| 支店長等の上位役職者から生命保険の提案を受けた | 30 | 19.6 |
| わからない | 17 | 11.1 |
| その他 | 5 | 3.3 |
| 合計 | 153 | 100.0 |

Q7. 銀行員から生命保険の提案を受けた際の印象について教えてください

| | 人数 | % |
|---------------|-----|-------|
| 説明はわかりやすかった | 26 | 17.0 |
| 普通 | 107 | 69.9 |
| 説明はややわかりにくかった | 14 | 9.2 |
| 説明は大変わかりにくかった | 6 | 3.9 |
| 合計 | 153 | 100.0 |

Q8. あなたは、銀行を通じて生命保険に加入していますか

| | 人数 | % |
|---------|-----|-------|
| 加入している | 100 | 10.7 |
| 加入していない | 834 | 89.3 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q9. 銀行を通じて生命保険に加入された時期を教えてください

| | 人数 | % |
|-------------------------------|-----|-------|
| 2012年3月以前(新たな規制(弊害防止措置)の実施以前) | 79 | 79.0 |
| 2012年4月以降(新たな規制(弊害防止措置)の実施以降) | 21 | 21.0 |
| 合計 | 100 | 100.0 |

Q10. 銀行を通じて加入された生命保険の種類を教えてください(複数回答可)

| | 人数 | % |
|--------------|-----|-------|
| 定期保険 | 26 | 26.0 |
| 一時払い終身保険 | 26 | 26.0 |
| 終身保険(一時払い除く) | 15 | 15.0 |
| 一時払い養老保険 | 13 | 13.0 |
| 養老保険(一時払い除く) | 13 | 13.0 |
| 年金保険 | 24 | 24.0 |
| 医療保険・ガン保険 | 22 | 22.0 |
| その他 | 12 | 12.0 |
| 合計 | 100 | 100.0 |

Q11-①. 銀行を通じて生命保険に加入された一番の理由を教えてください

| | 人数 | % |
|---------------------|-----|-------|
| 銀行との取引を考えてやむを得ず加入した | 10 | 10.0 |
| 銀行員から強く勧められて断れず加入した | 13 | 13.0 |
| 便利であると考えて加入した | 31 | 31.0 |
| 商品の内容が良かったから加入した | 33 | 33.0 |
| 銀行の対応等が良かったから加入した | 5 | 5.0 |
| その他 | 8 | 8.0 |
| 合計 | 100 | 100.0 |

Q11-②. 「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」「銀行員から強く勧められて断れず加入した」回答した人の保険の加入先銀行

| | 度数 | % |
|-----------|----|-------|
| 都市銀行 | 13 | 56.5 |
| 地方銀行 | 11 | 47.8 |
| 信用金庫・信用組合 | 10 | 43.5 |
| その他の銀行 | 1 | 4.3 |
| 合計 | 23 | 100.0 |

Q12. 今後、銀行を通じて保険に加入したいと思いますか

| | 人数 | % |
|---------|-----|-------|
| 加入したい | 32 | 3.8 |
| 加入したくない | 322 | 38.6 |
| わからない | 480 | 57.6 |
| 合計 | 834 | 100.0 |

Q13. 【「銀行を通じて保険に加入したくない」回答者】銀行の窓口で、全ての生命保険商品を販売できるようになったことについて、どのように思いますか(複数回答可)

| | 人数 | % |
|--|-----|-------|
| 取引先銀行から生命保険を強引に提案されそうで不安 | 120 | 37.3 |
| 銀行の窓口で、生命保険の知識に通じた人材がいるのか不安 | 107 | 33.2 |
| 住宅ローン等と生命保険のセット販売等といった、圧力販売が行われそうで不安 | 52 | 16.1 |
| 給与・年金・引去り等、家庭の経済力等を把握されたくらうで販売されそうで不安 | 67 | 20.8 |
| 保険加入後のサービスが不安 | 79 | 24.5 |
| 預金、生命保険などのあらゆる金融商品を購入・一括管理できるので利便性が高まる | 19 | 5.9 |
| 取引先銀行で、複数の生命保険商品を比較検討できる | 15 | 4.7 |
| 取引先銀行で、自分にふさわしい生命保険商品を提案してくれる | 10 | 3.1 |
| 生命保険商品の開発や改良が行われ商品性等の向上が期待できる | 20 | 6.2 |
| その他 | 38 | 11.8 |
| 合計 | 322 | 100.0 |

Q14. 【事業主】融資等の取引のある、【一般】給与振込や公共料金・ローンの支払等を管理する、銀行から生命保険を提案された場合、どのように思いますか

| | 人数 | % |
|---------------------------|-----|-------|
| 日頃(今後)の付き合いを考えると、かなり断りにくい | 65 | 7.0 |
| 日頃(今後)の付き合いを考えると、やや断りにくい | 175 | 18.7 |
| 気にならない | 664 | 71.1 |
| その他 | 30 | 3.2 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

【事業主】Q15. 融資元銀行の子会社である保険代理店より生命保険を提案されたとしたら、どのように思いますか

| | 人数 | % |
|---------------------------|-----|-------|
| 日頃(今後)の付き合いを考えると、かなり断りにくい | 35 | 8.6 |
| 日頃(今後)の付き合いを考えると、やや断りにくい | 79 | 19.5 |
| 気にならない | 274 | 67.5 |
| その他 | 18 | 4.4 |
| 合計 | 406 | 100.0 |

Q16. 次の選択肢に該当するような経験はありますか。それぞれの銀行についてお答えください(複数回答可)

| | 人数 | 銀行口座に退職金等のまとまった振込があった直後に、銀行から連絡があり、生命保険を提案された | 生命保険の提案をされたが、説明が不十分だった(提案された商品が、生命保険であることさえも、よく理解できなかった) | 生命保険加入を融資の条件とされた | 銀行を訪れたところ、執拗に生命保険を提案され、当初の目的である手続きが滞った | 加入後に保険契約内容に関して問い合わせたところ「保険会社に聞いて欲しい」と回答され取り合ってもらえなかった | 上記に該当するものはなし |
|-----------|-----|---|--|------------------|--|---|--------------|
| 都市銀行 | 934 | 33 | 19 | 17 | 15 | 9 | 877 |
| 地方銀行 | 934 | 27 | 13 | 10 | 11 | 10 | 884 |
| 信用金庫・信用組合 | 934 | 14 | 14 | 13 | 16 | 9 | 894 |
| その他の銀行 | 934 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 930 |

【事業主】Q17. 次の選択肢に該当するような経験はありますか。それぞれの銀行についてお答えください(複数回答可)

| | 人数 | 生命保険提案を目的に、融資元の銀行員が、子会社の保険代理店の従業員と同行し、訪問してきた | 融資の申し込みを行っている最中の銀行に、生命保険(個人年金保険を除く)を提案された | 住宅ローン等と生命保険(団体信用生命保険を含む)をセットで提案された | 融資元の銀行から、家族に対する生命保険の加入を強要された | 融資元の銀行からの生命保険加入を断ったり、その銀行を通じて加入した保険の解約を申し出た際に、融資条件等の変更を示唆された | 生命保険に加入するため、健康情報等を告知したところ、融資条件等の変更を示唆された | 上記に該当するものはなし |
|-----------|-----|--|---|------------------------------------|------------------------------|--|--|--------------|
| 都市銀行 | 406 | 9 | 5 | 5 | 2 | 2 | 3 | 391 |
| 地方銀行 | 406 | 5 | 2 | 5 | 3 | 0 | 0 | 395 |
| 信用金庫・信用組合 | 406 | 4 | 3 | 6 | 2 | 2 | 2 | 395 |
| その他の銀行 | 406 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 405 |

Q18. 銀行業務で知り得た非公開金融情報(銀行口座の入出金情報など)や保健医療に関する情報を、本人に断りなく生命保険販売に活用することが禁止されていることを知っていますか

| | 人数 | % |
|-------------------|-----|-------|
| よく知っている | 88 | 9.4 |
| 聞いたことがあるが、詳しく知らない | 269 | 28.8 |
| 全く知らない | 577 | 61.8 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q19. 2012年4月より、非公開金融情報の保険募集・業務への利用について、事前の同意を要することとされていますが、同意取得の際、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回方法等の明示が必要となったことを知っていますか

| | 人数 | % |
|---|-----|-------|
| よく知っている | 54 | 5.8 |
| 聞いたことがあるが、詳しく知らない(銀行からの保険提案時・加入時にはじめて知った) | 201 | 21.5 |
| 全く知らない | 679 | 72.7 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q20. 2012年4月より、保険商品と預金との誤認防止措置として、その説明内容を理解したことを書面で確認することになったことを知っていますか

| | 人数 | % |
|---|-----|-------|
| よく知っている | 86 | 9.2 |
| 聞いたことがあるが、詳しく知らない(銀行からの保険提案時・加入時にはじめて知った) | 187 | 20.0 |
| 全く知らない | 661 | 70.8 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

Q21. 銀行が生命保険商品を融資先(住宅ローンなどの非事業性資金の融資先を除く)に販売する際、販売対象者や保険の種類について、規制があることを知っていますか

| | 人数 | % |
|-------------------|-----|-------|
| よく知っている | 52 | 5.6 |
| 聞いたことがあるが、詳しく知らない | 206 | 22.1 |
| 全く知らない | 676 | 72.4 |
| 合計 | 934 | 100.0 |

(3) 調査票

【銀行等による保険販売に関する消費者モニターアンケート】

○本調査における「銀行」には、都市銀行や地方銀行に加え、信用金庫や信用組合を含む。
○また、「銀行員」には信用金庫や信用組合に勤務する従業員を含む。

| Q | 質問内容 | 選択肢 | | | | |
|--------------------|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | あなたが普段利用している銀行を教えてください(複数回答可能) <個人の方> 給与振込や公共料金・ローンの支払等を管理する、あなたの家庭の生活口座を担う銀行 <事業主の方> 融資等の取引のある銀行 | ①三菱東京UFJ銀行 ②三井住友銀行 ③みずほ銀行 ④りそな銀行・新生銀行・あおぞら銀行 ⑤シティバンク銀行 ⑥地方銀行 ⑦信用金庫 ⑧信用組合 ⑨信託銀行 ⑩ゆうちょ銀行 ⑪その他 ⑫利用していない | | | | |
| 2 | 現在、銀行等による生命保険販売が解禁され、全ての生命保険商品を銀行窓口で販売できるようになったことを知っていますか | ①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない ③全く知らない | | | | |
| 3 | 平成24年(2012年)4月より銀行等による生命保険販売については、新たな規制(弊害防止措置)のもとで、実施されていることを知っていますか(別紙参照) | ①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない ③全く知らない | | | | |
| 4 | あなたは、銀行を通じて生命保険の提案を受けたことがありますか ※複数加入経緯がある際には、直近の時期をお答えください | ①2012年3月以前に提案を受けたことがある ②2012年4月以降に提案を受けたことがある ③提案を受けたことはない | | | | |
| 5 | 銀行を通じて生命保険の提案を受けた際の、生命保険の種類について教えてください(複数回答可) | ①定期保険 ②一時払い終身保険 ③終身保険(一時払い除く) ④一時払い養老保険 ⑤養老保険(一時払い除く) ⑥年金保険 ⑦医療保険・ガン保険 ⑧その他 | | | | |
| 6 | 銀行を通じて生命保険の提案を受けた際の、銀行と担当者について教えてください(複数回答可) ※「融資担当者」とは、住宅ローン等個人向け融資を含む、融資業務を担当している銀行員を指します | | 都市銀行 | 地方銀行 | 信用金庫 信用組合 | その他の銀行 |
| | | ①融資担当者と異なる、保険販売担当者から提案を受けた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ②融資担当者から、生命保険の提案を受けた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ③支店長等の上位役職者から生命保険の提案を受けた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ④わからない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑤その他(自由回答) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥この銀行からは、提案を受けていない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 7 | 銀行員から生命保険の提案を受けた際の印象について教えてください | ①説明はわかりやすかった ②普通 ③説明はややわかりにくかった ④説明は大変わかりにくかった | | | | |
| 8 | あなたは、銀行を通じて生命保険に加入していますか | ①加入している ②加入していない | | | | |
| 9 | 銀行を通じて生命保険に加入された時期を教えてください ※複数加入経緯がある際には、直近の時期をお答えください | ①平成24年(2012年)3月以前(新たな規制(弊害防止措置)の実施以前) ②平成24年(2012年)4月以降(新たな規制(弊害防止措置)の実施以降) | | | | |
| 10 | 銀行を通じて加入された生命保険の種類をそれぞれの銀行ごとに教えてください(複数回答可) | | 都市銀行 | 地方銀行 | 信用金庫 信用組合 | その他の銀行 |
| | | ①定期保険 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ②一時払い終身保険 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ③終身保険(一時払い除く) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ④一時払い養老保険 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑤養老保険(一時払い除く) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑥年金保険 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑦医療保険・ガン保険 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |

| Q | 質問内容 | 選択肢 | | | | |
|----|--|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | ⑧その他 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑨この銀行では加入していない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 銀行を通じて生命保険に加入された一番の理由を教えてください | ①銀行との取引を考えてやむを得ず加入した ②銀行員から強く勧められて断れず加入した ③便利であると考えて加入した ④商品の内容が良かったから加入した ⑤銀行の対応等が良かったから加入した ⑥その他（自由回答） | | | | |
| 12 | （銀行を通じて保険に加入していない方にお伺いします。） 今後、銀行を通じて保険に加入したいと思いませんか | ①加入したい ②加入したくない ③わからない | | | | |
| 13 | 銀行の窓口で、全ての生命保険商品を販売できるようになったことについて、どのように思いますか（複数回答可） | ①取引先銀行から生命保険を強引に提案されそうで不安 ②銀行の窓口で、生命保険の知識に通じた人材がいるのか不安 ③住宅ローン等と生命保険のセット販売等といった、圧力販売が行われそうで不安 ④給与・年金・引去り等、家庭の経済力等を把握されたくて販売されそうで不安 ⑤保険加入後のサービスが不安 ⑥預金、生命保険などのあらゆる金融商品を購入・一括管理できるので利便性が高まる ⑦取引先銀行で、複数の生命保険商品を比較検討できる ⑧取引先銀行で、自分にふさわしい生命保険商品を提案してくれる ⑨生命保険商品の開発や改良が行われ商品性等の向上が期待できる ⑩その他（自由回答） | | | | |
| 14 | 取引先銀行から、生命保険を提案された場合、どのように思いますか ＜個人の方＞ 給与振込や公共料金・ローンの支払等を管理する、あなたの家庭の生活口座を担う銀行から ＜事業主の方＞ 融資等の取引のある銀行から | ①日頃（今後）の付き合いを考えると、かなり断りにくい ②日頃（今後）の付き合いを考えると、やや断りにくい ③気にならない ④その他（自由回答） | | | | |
| 15 | （事業主の方にお伺いします。） 融資元銀行の子会社である保険代理店より生命保険を提案されたとしたら、どのように思いますか | ①日頃（今後）の付き合いを考えると、かなり断りにくい ②日頃（今後）の付き合いを考えると、やや断りにくい ③気にならない ④その他（自由回答） | | | | |
| 16 | 次の選択肢に該当するような経験はありますか。それぞれの銀行についてお答えください（複数回答可） | | 都市銀行 | 地方銀行 | 信用金庫 信用組合 | その他の銀行 |
| | | ①銀行口座に退職金等のまとまった振込があった直後に、銀行から連絡があり、生命保険を提案された | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ②生命保険加入を融資の条件とされた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ③銀行を訪れたところ、執拗に生命保険を提案され、当初の目的である手続きが滞った | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ④加入後に保険契約内容に関して問い合わせたところ「保険会社に聞いて欲しい」と回答され取り合ってもらえなかった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑤生命保険の提案をされたが、説明が不十分だった（提案された商品が、生命保険であることさえも、よく理解できなかった） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑥上記に該当するものはなし | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 17 | （事業主の方にお伺いします。） 次の選択肢に該当するような経験はありますか。それぞれの銀行についてお答えください（複数回答可） | | 都市銀行 | 地方銀行 | 信用金庫 信用組合 | その他の銀行 |
| | ①生命保険提案を目的に、融資元の銀行員が、子会社の保険代理店の従業員と同行し、訪問してきた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| Q | 質問内容 | 選択肢 | | | | |
|----|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | ②融資元の銀行から、家族に対する生命保険の加入を強要された | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ③融資元の銀行からの生命保険加入を断わったり、その銀行を通じて加入した保険の解約を申し出た際に、融資条件等の変更を示唆された | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ④住宅ローン等と生命保険をセットで提案された | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑤生命保険に加入するため、健康情報等を告知したところ、融資条件等の変更を示唆された | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑥融資の申込みを行っている最中の銀行に、生命保険を提案された | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | ⑦上記に該当するものはなし | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 18 | 銀行業務で知り得た非公開金融情報（銀行口座の入出金情報など）や保健医療に関する情報を、本人に断りなく生命保険販売に活用することが禁止されていることを知っていますか | ①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない ③全く知らない | | | | |
| 19 | 平成 24 年(2012 年)4 月より、非公開金融情報の保険募集・業務への利用について、事前の同意を要することとされていますが、同意取得の際、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回方法等の明示が必要となったことをすでに知っていましたか | ①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない（銀行からの保険提案時・加入時にはじめて知った） ③全く知らない | | | | |
| 20 | 平成 24 年(2012 年)4 月より、保険商品と預金との誤認防止措置として、その説明内容を理解したことを書面で確認することになったことをすでに知っていましたか | ①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない（銀行からの保険提案時・加入時にはじめて知った） ③全く知らない | | | | |
| 21 | 銀行が生命保険商品を融資先(住宅ローンなどの非事業性資金の融資先を除く)に販売する際、販売対象者や保険の種類について、規制があることを知っていますか | ①よく知っている ②聞いたことがあるが、詳しく知らない ③全く知らない | | | | |

別表 銀行等による保険販売に関する新たな弊害防止措置(2012年4月より実施)

◆ 銀行等による保険販売に関する弊害防止措置は全体として存置された上で、以下の通り、個々の規制についての一部緩和や強化がなされました。

【弊害防止措置の見直しの概要】

| | | |
|--|--|----|
| 融資先販売規制 ・一定の保険商品については、事業性資金の融資先（従業員数50人以下の小規模事業者はその従業員等を含む）に対し、手数料を得て保険募集を行ってはならない。 | 募集制限先 融資先従業員含め維持 | |
| 担当者分離規制 ・事業資金の貸付に関して顧客と応接する業務を行う者が、所定の保険商品の保険募集を行わないよう措置を講じなければならない。 | 対象商品 一時払終身保険・一時払養老保険等を除外(右記※1参照) | 緩和 |
| タイミング規制 ・顧客が当該銀行等に対し資金の貸付の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客またはその密接関係者に対し、所定の保険契約の締結の代理または媒介を行ってはならない。 | 維持 | |
| 特例地域金融機関の特例(融資先販売規制) ・保険募集制限先の小規模事業者は従業員数20人以下 ・また、融資先従業員等を保険契約者とする生命保険を保険契約者1人あたり1,000万円まで、第3分野商品を所定の金額まで募集可能とされている。 | 非事業性資金の融資申込者を除外(右記※2参照) | 緩和 |
| 協同組織金融機関の特例(融資先販売規制) ・協同組織金融機関の会員または組合員については、保険募集制限先に該当する場合であっても、生命保険を保険契約者1人あたり1,000万円まで、第3分野商品を所定の金額まで募集可能とされている。 | 小口規制の適用範囲緩和(右記※3参照) (保険金額の制限の対象となる保険募集を、従業員数50人以下の融資先従業員等を保険契約とするものに限定) | 緩和 |
| 非公開金融情報保護措置 ・銀行業務(保険募集以外の業務)で取り扱う「非公開金融情報」を、事前に書面その他適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく、保険募集に利用されないよう措置を講じなければならない。 | 維持 | |
| 保険商品と預金との誤認防止 | 実効性確保のための措置 (同意取得の際、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回方法等の明示) | 強化 |
| 住宅ローン関連保険の募集時説明 | 実効性確保のための措置 (住宅ローン関連保険への加入がローンの条件ではない旨の書面での説明) | 強化 |
| その他(募集コンプライアンス責任者の配置等) | 維持 | |

(※1) 融資先販売規制対象商品の範囲(生命保険関係)

| | 見直し前 | 見直し後 |
|------------|--|---|
| 規制対象(販売不可) | ・一時払終身保険 ・一時払養老保険 ・定期保険 ・平準払終身保険 ・短期・長期平準払養老保険 ・医療・介護保険 | ・定期保険 ・平準払終身保険 ・短期・長期平準払養老保険 ・医療・介護保険 |
| 規制対象外(販売可) | ・個人年金(法人契約除く) ・財形保険 ・住宅関連信用生命保険 | ・一時払終身保険 ・一時払養老保険 ・個人年金(法人契約除く) ・財形保険 ・住宅関連信用生命保険 |

(※2) タイミング規制の適用範囲

| 見直し前 | 見直し後 |
|---------------------------|--|
| [全ての融資申込者] ・規制対象(販売不可) | [事業性資金の融資申込者] ・引き続き規制対象(販売不可) [非事業性資金の融資申込者] ・規制対象から除外(販売可) |

(注) 非事業性資金の具体例：住宅ローン等

(※3) 小口規制の適用範囲(担当者分離の適用を受ける場合)

| 融資先従業員数 | 見直し前 | 見直し後 | (参考) 一般銀行 |
|------------|----------|-----------|-----------|
| 20人以下 | 販売不可 | 販売不可 | 販売不可 |
| 20人超～50人以下 | 1,000万まで | 1,000万まで | |
| 50人超 | 1,000万まで | 保険金額に制限なし | 保険金額に制限なし |

「銀行等による生命保険販売に関する
消費者モニターアンケート」調査結果

2012年11月発行

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-19-5

湯島三組坂ビル 3階

電話：03-3837-2031（代表）

FAX：03-3837-2037

Eメール：union@seiho.jtuc-rengo.jp

ホームページ：http://www.liu.or.jp
